

質問第一一八号

H I V感染症を減少させるための周知や広報の徹底に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十二月九日

牧山ひろえ

参議院議長 山東昭子 殿

H I V感染症を減少させるための周知や広報の徹底に関する質問主意書

H I V感染症に起因する健康被害を減少させ、終結させるためには、国家による医療政策が極めて重要である。加えて、H I V感染症に関する医療政策が実効性を発揮するためには、H I Vやエイズに関する正しい知識が、国民の間に幅広く普及していることが必要であると考える。

以上の認識を前提に、以下質問する。

一 今日、H I V感染症に関する治療技術が大幅に進歩しているにもかかわらず、日本におけるH I Vやエイズに対する認識は未だ変わっていないのではないかと懸念がある。

日本におけるH I Vやエイズについての正しい知識の普及状況についての政府の認識を示されたい。

二 H I V感染症に関する治療技術の大幅な進歩により、エイズはもはや「死の病」ではなくなっているにもかかわらず、日本における現状では、H I V感染症やエイズに対する正しい知識が不足し、そこから偏見や差別が生まれ、結果として予防行動やH I V検査の受検が低調となっているのではないか。

H I V感染症を抑止するための正しい情報や知識の周知の重要性に関する政府の認識を示されたい。

三 H I V感染症に関する正しい知識の周知や広報に関し、政府はどのような方針と施策をお持ちか。具体

的に示されたい。

四 HIV感染症に関する周知について、どのような内容が特に周知すべき重要性の高い情報と政府は考
えるか。

右質問する。